

平成19年3月30日

各都道府県教育委員会 学校評価担当課  
各指定都市教育委員会 学校評価担当課  
各都道府県知事部局 私立学校担当課  
附属学校を置く各国立大学法人 附属学校担当課

御中

文部科学省初等中等教育局学校評価室

### 評価における匿名性の配慮に関する具体的な手法の例について

「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」（以下「3次答申」という。）における教員評価制度、学校評価制度等に係る運用上の工夫等については、18文科初第1277号により通知しているところですが、3次答申においては、国が各教育委員会等に対して、評価における匿名性の担保への配慮について、無記名による実施等の具体的な手法を紹介することが求められていることから、下記の通り具体的な手法の例をご紹介します。

都道府県教育委員会学校評価担当課におかれては域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対して、市区町村教育委員会学校評価担当課におかれては所管の学校に対して、都道府県知事部局私立学校担当課におかれては域内の私立学校及びそれを設置する学校法人に対して、国立大学法人附属学校担当課におかれては附属学校に対して、周知して頂きますようお願いいたします。

なお、以下の事例については公立学校を対象として記述しておりますが、私立学校及び国立大学法人附属学校におかれては、適宜読み替えていただきますようお願いいたします。

### 記

#### <事例1 匿名性の担保に厳格に対応する例（規制改革・民間開放推進会議 教育・研究ワーキンググループより提示された案）>

- 学習者による率直な教員評価等を行うためには、被評価者が評価者を特定できないように、回収にあたっては被評価者が関与しないようにする等、評価者の匿名性の担保には特に配慮する必要がある。学習者による授業評価や個別の教員評価について、評価者の匿名性を担保できない方式であればこれらを実施する意味はない。具体的には、無記名で実施するのは勿論のこと、少なくとも担任や受け持ち教員を経由せずに直接校長又は市町村教育委員会に提出することを義務付け（学校長の評価については市町村教

育委員会への直接提出に限る)、調査票を糊付け等で封入するとともに、記載内容に関していかなる不利益をも被らないことを保証し、筆跡が分からないように選択式のみでの回答でも十分な評価が可能となるよう詳細な設問を用意させる等、学習者の権利を守る観点から厳格に対応する。

＜事例2 無記名を原則として匿名性の担保に配慮し、選択的に記名とすることにより個別の返答を可能する例＞

- 基本的には無記名により外部アンケートを実施するが、回答者である保護者が、その意見等に関して学校から個別の返答を求める場合等には、記名の上でアンケートを提出することとする。